1990年
(平成2年)
8月号

広報 きよくし

第179号
●発行／旭志村役場　〒861-15 熊本県菊池郡旭志村 ☎0968-37-3111 ●編集 総務課

残暑御見舞申し上げます

消防操法大会から

第1分団第6部(平)の操法

今月のページ

- 消防操法大会開催 …… 2
- 議会だより …… 3・4・5
- むらのニュース …… 6・7
- 同和教育シリーズ …… 8
- 村長室よりこんにちは …… 9
- くらしの告知板 …… 10・11
- 戸籍の窓 …… 12

旭志村民憲章

一、わたくしたちは
自然の恵みに感謝し 心を合わせて
住みよい郷土をつくります

一、わたくしたちは
仕事にはげみ 活力にみちた
豊かな郷土をつくります

一、わたくしたちは
礼儀を重んじ たがいに助け合って
平和な郷土をつくります

一、わたくしたちは
教養を高め 情緒豊かな
文化のかおる郷土をつくります

一、わたくしたちは
健康な心と 身体を養い
明るい郷土をつくります

昭和六十一年十月一日制定
旭志村
旭志村教育委員会

猛暑のなか 操法大会開催！

伝統ある旭志村消防団の第三十一回目を迎えます消防操法大会が、七月二十二日、うだるような暑さの中、村民グラウンドで開催されました。十四日の全体練習から一週間と短い練習期間でありましたが、練習の成果を十分に発揮され、キビキビとした操法を展開されていました。成績は次のとおりです。

優勝　本部機動班
2位　第一分団第六部（平）
2位　第四分団第二部
4位　第二分団第五部（片川瀬）
5位　第一分団第一部（楠原九の峰）（津留）

本部機動班並びに第一分団第六部（平）におかれましては、来たる八月七日大津町で行なわれます。菊池郡消防操法大会に出場されます。健闘をお祈りいたします。

総合の部
一位　第一分団（麓）
二位　第四分団（護川）

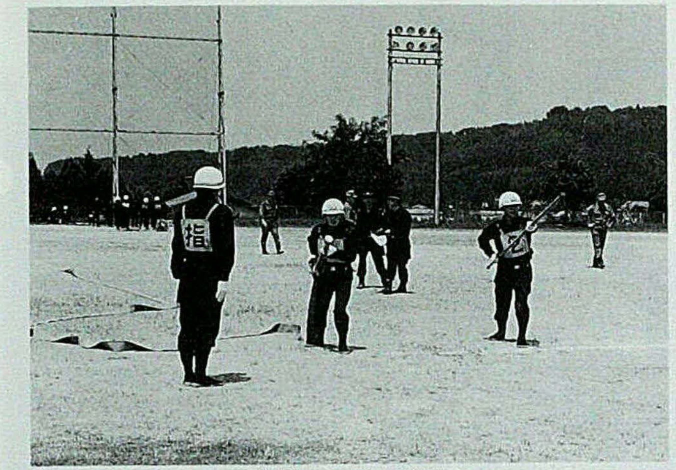
▲優勝した本部機動班

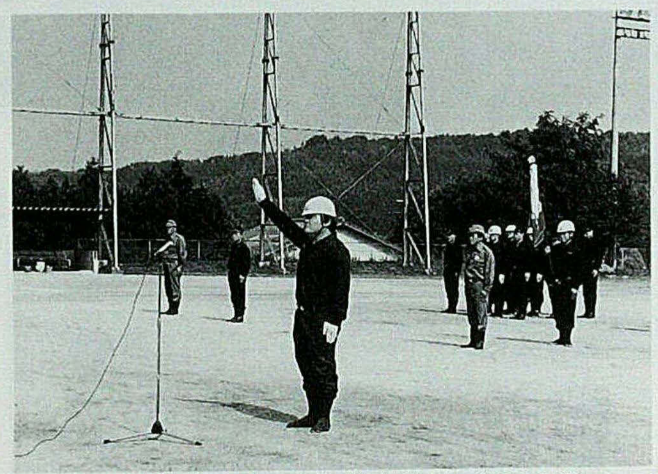
▲第２分団　第５部杉野団員による選手宣誓

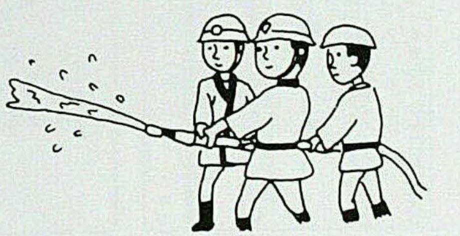

言葉の履歴書 コンコンチキ

ありがた迷惑のコンコンチキさ」とか「大馬鹿野郎のコンコンチキめ」などのように、「コンコンチキ」という言葉は、意味を強調したり、冷やかし半分に言ったりするときに使われます。

「コンコン」や「コンチキ」は、もともと狐の鳴き声を表した擬声語で、それが狐の異名としても用いられました。

また、鉦・笛・太鼓の音をコンコンチキと表現したのは江戸の葛西囃子で、東京の江戸川区に残る祭り囃子です。馬鹿囃子、若囃子とも呼ばれます。

葛西囃子のコンコンチキに対して、京都の祇園囃子は「コンチキチン」。一か月に及ぶ祇園祭が、最高潮に達する山鉾巡行では、コンチキチンの響きがムードを盛り上げます。

川端康成の名作『古都』によると、ひとくちにコンチキチンといっても、実は二十六通りもあり、壬生狂言の囃子に似ていたり、雅楽の囃子に近かったりするとのこと。京のコンチキチンは、江戸のコンチキチンよりも、ずっと複雑な音色をもっているようです。

議会

今月の議会だより

平成二年第三回旭志村議会定例会において行なわれた工藤議員、田中議員の一般質問に対する村長、助役（建設課長兼務）・民生課長の答弁をお送りいたします。

●七番工藤道昭議員

◎旭志村振興計画の推進体制について（基本構想（実施計画）の推進のために）

・基本構想について住民の理解と協力を得るため、「対話集会」を実施する考えはないか。
①住民からの村づくりについて意見の聴取が出来る。

・「第三セクター」の導入について
①地元企業との「対話」の場を設け、コミュニケーションを図る考えはないか。
②農協の協力体制（農業）についての考えは如何か。

◎村道の推進管理及び体制について

・道路維持工事については、本年度予算も決定しているので、村内各所における破損箇所々早急に対策を講ずる考えはないか

（村長答弁）

振興計画策定の経過等については市内、一般村民の方々のアイデア、或は各種団体の方々のご意見等、幅広く聴取致しまして慎重にこの計画立案に努めて来た所でございます。

振興計画の基本構想につきましては、本定例会にご提案申し上げ、審査を頂いてご決定頂くようお願い申し上げておる所でございます。

決定致しましたならば、計画実現に向けて最大限の努力をしていかねばならないと考えておる所でございます。

村民の方々に充分理解して頂き、協力して頂く、そういうための住民との対話、集落別の懇談会、と積極的に取り組んでまいりたいと思っております。計画を進めるに当っては区長会等とよく相談して、区長さんの御協力を得ながら積極的に取り組んでまいりたいと考えておる所でございます。皆様もご承知のように本村は過疎脱却でございまして、これからの「地域づくり」「ふるさとの活性化」を進めるには末端集落での活動、住民の方々に村づくりへの参加意識というものをしっかりともってもらうということで「行政主導」よりも「住民主導」で地域の活性化を真剣に考え推進して頂く。一つの手段として各部落毎でふるさと活性化計画と言いますか、村の振興計画のミニ計画と積極的に各集落で取り組んで頂けたらと区長さん方に積極的にご相談申し上げていきたいと考えている所でございます。

その意味からもご意見ございまして、した集落毎の対話集会、積極的に取り組んでまいりたいと考えている所でございます。

ふるさと創生事業関係一地区一自慢事業も打ち出しておりますので今年は前向きに取り組んでいきたいと考えておる所でございます。

○次に第三セクター導入についてということのお尋ねでございましたが、ふるさと創生は、一億円の事業計画に当りましては、住民の要望、各界のご意見を踏まえまして計画を進めた結果、膨大な計画となった訳でございました。事業を実現するには行政だけの対応では実現出来ない面もあるのではなかろうかという事で民間資本等の導入も積極的にはかっていく。そういうことで、第三セクターの構想もある訳でございます。現在の所、地元企業さんなりそういう方面には具体的な相談はしておりません。

現在の所、物産振興会館等の建設につきましては、農協の代表、村内企業の代表の方々も協議に加わって頂き、青写真と言いますか、具体的な構想につきまして計画を煮つめている段階でございまして、事業実施にあたっては第三セクター方式とするか他の方法で考えるかそこまでは検討が進んでおらないという状況でございます。

企業の方々とコミュニケーションを図る上での懇談会等を開催することについて、どう考えておるかとお尋ねもございましたが、村内に進出して頂いておいでの企業さんが益々業績を伸ばして大いに発展して頂く、そのことは村政発展にもつながることであると、行政と企業との連絡協調を積極的に図りながら、更にお互いの信頼関係を大事にしてゆかねばならないと、昨年八月村から呼びかけまして企業さんとの懇談の機会を設けたものでございます。

大変有意義であると評価を頂き、是非とも続けて実施していこうというお話もございました。今年も連絡を取り合って極力進めてまいりたいと考えています。

次に農協との協力体制について、どのように考えているかというようなお話でございますが、農協につきましては昭和63年～平成元年にかけ菊池地域農協の合併統合と大きな仕事がございました。元年度は新しい農協の体制づくりの期間であったろうと思います。本年四月から地域農協の新しい体制が出来上り、旭志支所にも支所担当の理事支所長さんと体制が整って、積極的に農協のために頑張っていこうと、体制が出来上りましたので、農協との連絡協調を図っていきたいと思っている所でございます。

菊池営農振興協議会については昨年から発足致しておりまして、市町村長、農協組合長、副組合長、部長、県菊池事務所関係、土地改良区代表者等で構成されており、農協と積極的な協力関係を作りながら、菊池の農業全体の振興を図っていこうと努力している所でございます。

次に農協との関係につきまして菊池台地の受益者負担の軽減措置として農協にも相談して応分の負担金を願うような事は考えてないかとのご意見もございましたが、今の所まだ農協へ相談を進めるということには進んでおりません。

旭志だけの対応では出来なく、関係市町村とよく協議しながら受益者の方々の負担が軽くなるよう努力していかなければならないと思う訳でございます。

助役（建設課長兼務）答弁

村道の維持管理についてお答えしたいと思いますが、二月から建設課長が不在となりまして助役兼務ということで対応している訳でございますが三月～五月にかけまして各種団体の行事、

競技会、総会と重なり、不在の時が多々ありご迷惑をおかけしている点もあろうかとお詫びを申し上げておきたいと思う訳でございます。

ご指摘の村道の維持につきましても村民の方々の生活或は経済活動の仕事であるというふうに認識を致しております。

破損箇所等につきましてはご指摘あるまでもなく役場のパトロール通行時の発見によって対応し、迷惑をかけないように心がけてゆかなければならないと思います。

予算の範囲内で効率的な施工を目指さなければならないと考えております。定期的に決めてパトロールは致しておりません。盆前、正月前というような区切りには必ず行なっておりますが後は随時ということで区長さん、地元の方々の発見による届出の方が多いという現実でございます。

昨年度申し出がありました件数が二十七件、内十九件については処理を終っております。後三〇パーセントについては直ちに対応出来ないもの等があり完全な解決を見てないのが実情でございます。何れに致しましても村民の方々の交通にご迷惑をかけないというのが原則でございますので、出来る限り発見次第対応してまいりたいと考えておりますのでご理解を頂き以上答弁に代えさせて頂きます。

工藤議員（再質問）

○物産会館等についてはある程度話し合いが進められ、一応一億数千万円ですが、計画も上っておりますが裏付については全然接触はなされておらん、資金面な考えはなさっておられない訳でしょうか、

○道路網の破損あたりが一番行政不信と言いますか行政に対する批判も多い訳でございます。苦情の出る前にやって頂くようなご努力もと思いますが、いかがお考えでせうか

（村長答弁）

○物産振興計画の資金面での対応についてお尋ねと思いますが今この物産振興会館建設協議会（行政、農協、企業代表で構成）があり、県事務所からの指導を頂くためメンバーに加わってもらってます。構想が固まり、大体、建設事業費が出た段階で極力、補助事業、起債事業に当はまるよう進めていかにゃならんと思っている所でございます。

○対話集会については出来るだけ実現できるよう努力していきたいと思っております。

助役（建設課長兼務）答弁

●大型事業に伴い、大型車両の通行による損傷箇所の修理でございます。大型車両の通行によって破損した場合は事業主体と協議を致しまして、建設課、農業振興課、菊台の事業所と三者一緒に現地調査をし協議し、出来るだけ村の負担を軽減する意味からも事業主体側に補修をお願いしている所です。

●村道を定期的パトロールをして発見を急ぎなさいというご指摘でございます。本議会終了後課内で協議してパトロールの実施をするよう今後の執行を思っていきたいと考えております。

八番田中稲幸議員

◎大津町ゴルフ場建設中止の解決のため

・ゴルフ場計画予定地の用地買収の意思はないのか

・県の指導、その姿勢に呼応し、関係町村が水源地確保の積極的働き掛け、協議と体制づくりに努力されることを臨む

◎国保関係について

・資格証明書交付は、制裁措置ではないか

・保険証の全加入への無条件交付を行い「資格証明書」を発行しないこと。

・申請減免措置、四割・六割制を拡大、拡充を図ること

・国・県の負担を増額するよう要請し、保険税を引き下げることを臨む

◎九電・NTTの電柱の村道占有料を徴収すること

・電柱の村道・村営敷地内の占有料は請求できる。

・条例を制定すべきである。

◎国道三二五号線交差点の信号機問題について

・国道と村道（旧国道）の斜交差点（西一丁目）及び森林組合横の二ケ所について二・三年前から要望しているが何故出来ないのか

◎伊坂住宅横の排水問題について

・排水路の苦情がある。村の管理下か、県（県道）の管理下の問題か、早期解決を。

（村長答弁）

この件につきましては昨年から定例会の度毎、質問を頂きお答えをして来た所でございます。大津町ゴルフ場建設中と解決のため、土地を引き受け管理していく意志はないかとのお尋ねでございますが、村が土地を取得し基本財産として、森林資源の育成を図ってゆく事が出来れば一番良い事ですが、土地購入には多くの資金が必要です。現在取り組んでおります事業を推進していくためにも相当の困難な状態の財政状況でございます。貴重な提言とは承りますけれども、色々検討しても困難な問題であると考えるものでございます。やはり行政としても一歩踏み込んだ姿勢でこの問題の解決のため努力すべきだと、住民の熱意に応えるべきだとの意見でございます充分なご意見を踏まえて、関係の市町村とも充分連携を取りながら水資源の保護、環境の保全という事に努力していかにゃならんと思っている所でございます。

国民健康保険の問題でございますが郡市段階で連絡協議会・国保連盟、県団体にて、毎年、国保税の軽減に向けて国或いは、県の段階の努力を要請している所でございます。

詳しくは民生課長の方からお答えいたします。

尚、九電・NTTの電柱の村道占用料の徴収問題、他二件の問題につきましては助役兼務建設課長よりお答えを申し上げたいと思いますのでよろしくお願い致します。

（有田民生課長答弁）

資格証明書の件についてお答えします。

資格証明書は、保険証を交付しない場合、国保の資格を持っているとそういう証明をすることでございます。

保険証の交付については滞納者の方々が納税の計画について話合う話合いの後保険証を交付しております。先ほどもお話にありましたように、歴史的に見ましても低所得者層の医療の保障を目的に作られた制度であります。納税意識の向上から計画的な納税を推進するために一時的に保険証をお預りしているのが現状でございます。あくまで制裁措置ではなく、ご相談頂ければ何時でも交付致しております。そういうことで答弁に代えたいと思います。

助役（建設課長兼務）答弁

九電とNTT電柱の村道占用料徴収に関しての質問でございますが、ご指摘の通り道路占用料に関係する条例が制定されておりませんので勿論占用料は取っておりません。

県とか熊本市等はご指摘があったように有料としてとっておりますけれど、道路の拡張工事、改良工事に伴います移転については、県を調査した限りでは九電と協定が結ばれております。占用料を取らないという無料にした方が、現在の状況から考えると得策であろうと考えます。そういう事で無料で来たんじゃないかと考える訳でございます。郡内町にも照会してみましたが取っておる所はございません。その理由についても経済的理由からその方がむしろ得策であるという考え方から取ってないのが大半でございます。当然条例化して取る権利はある訳でございますが、財政的な負担を考えるならば現行のままが得策であろうと考えておるという所が現実でございますので、そのようにご理解頂きたいと思います。

・国道三二五号線交差点の信号機の問題でございます。

ご指摘の通り大変交通量も多いし、設置して頂きたいと我々も願うものでございますが実現しませんのでお尋ねしたわけでございますが、今県全体で年間二十ケ所位の信号機の設置、菊池署管内で毎年十ケ所程度要望が出てまいりますと、旭志村も含めて、大体、年に一ケ所余程うまくいって二ケ所、出来るのが今までの実態であるとお聞き致しております。実情を説明し、一日を早い設置を要望してまいりたいと考えております。

森林組合の前の十字路の交差点等警察の資料によりますと一番ピークは午前七時～八時通算台数（左右）一時間一、三二一台旭志・泗水一五九台全部分析して調査してあります。この状況ですが設置については順序待ちというのが正直な話でございますので、ご理解頂きたいと思います。

次に伊坂住宅の排水路問題でございますが、村道の認定がされておりません。従って里道・或いは農道という事でございますので、原則論から申しますと関係者の方々の処理でなければならないという訳ですが村営住宅を建設した経緯から考えますと住宅の方々の利便を図るように排水溝を利用している実態でございます。私も先日この質問を見ましてから泥縄式ではございますけれど現地に調査に行ってまいりました。今はスムーズに流れておるという現況でございます。

大雨、又、特殊な場合一時的な問題は残ると思いますが直接家屋、農地に影響を及ぼすことは少ないだろうと思いますので、そのような事でご了解をお願いしたいと思います。村道認定の質問もございましたが住宅があるからと、当然村道にすべきじゃないかとご指摘もございましたが村道の認定は認定以前の道路の規格の問題等が早速加わってまいりますし、私が考えております範囲では排水についての最低迷惑はかけちゃいかんというような事をしっかり思っております。

認定の問題につきましては、内容の審議等も必要じゃないかと思う訳でございます。以上でご質問に対する答弁にしたいと思います。

田中議員（再質問）

・村長さんの今後の推持をみながらそういう問題について積極的な方向で一歩踏み出す方向の姿勢があるように受け止めましたがそう受け取ってよいかどうか再度お尋ね致します。

国保問題について私は最初からそういうふうにやるべきではないかと考えますがその点、現在はどうなっているかもう一回お答え願います。

3番の問題では経済上の移動だとか何かと考えると占用料として条例を作っても馬鹿らしいんだとこういう答弁のようでございます。私は当然有り得る事だとは思いますけれど当然条例を作っておらず、全部ただで上げますというやり方自身は非常に独善的なやり方だと、企業としてはそういうやり方をすべきではないと考えます。私は道路法の管理者として、当然姿勢としてあるべきじゃないかというふうに思います。

九州電力、NTTのこの占用に対しては条例を作り、取るべきものは取るべきだと考えます。

三二五号線の問題については順序待ちというようですが、私は行政として三二五号線の交差点については、人命を守る上からも当然早く設置するのが現状からいって非常に大切な問題であると思います。

伊坂住宅の排水路問題ですが何か責任逃れみたいにしか受けとれません。やはりあれは欠陥工事だと思います。環境の整備の上から言っても当然村の責任としてやるべきだと考えます。

以上の点でご答弁をお願い致します。

（村長答弁）

一番のゴルフ場問題については、行政区域を異にするということ、非常に決め手になる対策が出来ない難しさがございますと申し上げて来た訳ですが、水資源の保護・自然環境を守ってゆくことにつきましては最大限の努力をしていきたいと考えておりますのでそのようにご理解頂きたいと思います。

（有田民生課長答弁）

資格証明書の件でございますが、保険税は他の税金に比べて非常に高い訳でございます。大半の方が非常に無理して納税されている現状、そういう意味で滞納者の方に一時的に保険証を配らずに、納税の計画、相談を致しましたら即保険証を交付してます。その意味にて資格証明書は発行していないということです。以上でございます。

助役（建設課長兼務）答弁

九電・NTTの占用につきましては無条件に許可している訳ではございません。全部新しく立てる場合は占用願いを出して、現場で立ち合い、道路管理上支障ないよう条件を付して立てさせる、ということで充分管理は出来るものと考えております。

現に県がそういう実態もありますので理屈が通るか、そこまで調べておりませんのでお答えは出来ませんが、九電・NTTは公共事業ではありませんが、広域事業でございますので今の運用で行った方が良いんじゃないかと考えております。

管理は管理でびしゃっとするということでいけばと考えるものです。

○信号機の問題についてはどうしても予算枠等で現実として絞られるやはり優先順位になって来る。私達は何れにしても強く要望を続けていくとお答えを申し上げておきます。

○伊坂住宅の排水問題でございますが、村道の認定と排水路の改良というのはやっぱりこの時点で切り離して考えざるを得ないのじゃないかと思います。

出来る限り早く解決の方向に進みたいと考えますのでご理解を頂きたいと思う訳でございます。

むらのニュース いろんなことあれこれ

このページではみなさんからの情報をお待ちしています。
役場広報係までご一報を。

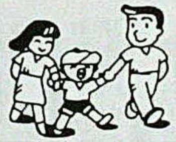

中体連で旭志中学生善戦

去る７月８日、菊池郡市中体連の夏期大会が七城町、合志町等で行なわれました。本校からも、野球、女子バレーボール、男女剣道、サッカー、テニスの各部に参加し、一年間の練習の成果をぶっつけて、他校と競い合いました。

成績を紹介しますと、
テニス女子　団体２位
剣道女子　団体２位
剣道男子２年個人の部
３位　安武孝浩君

その他の部も最後まで望みを捨てず頑張ってくれたようです。その健闘に心から拍手を送りたいと思います。

西合志南中との対戦

カメラアイ

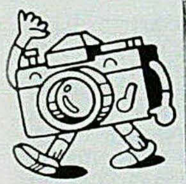

団体２位　女子剣道チーム

「道路をまもる月間」の実施について

平成二年八月一日から八月三一日までの一箇月間「道路をまもる月間」となっております。

道路に看板等を不法に建てたり、空缶、吸い殻等のごみを捨てないようにいたしましょう。

道路を正しく利用し道路愛護に御協力をお願いします。

『ポイ捨ては危ない　汚い情けない。』

自然の中で三日間
中学一年キャンプ行なわれる

中学一年生を対象にした教育キャンプが、７月11日から13日までの、２泊３日の日程で大津町陽の平キャンプ場で行なわれました。本年は、83名の生徒の参加を得、生活班12班（就寝班21班）で行なわれました。

一日目（晴れ後夜間大雨）
村民体育館よりキャンプ場まで歩いて出発、到着後は開村式。テーブルの作成、炊事指導が行なわれました。飯合炊飯は初めての生徒が多く、２分の１を焦がしてしまったり、うまく火が着かず、保護者の方や先生が多くつくり、生徒はどこかで遊んでいる始末。とても時間のかかる夕食でありました。又、後片付けするためにも、整理している班はなく炊事場には、おわんやハシが散在しているようでした。夜雨が降りだし応急処置に終われた一日でした。

二日目（曇）
くらだけ登山を予定していたのであるが、先の災害で登山道が崩壊のため、二重峠ハイキングに変更した。（生徒さんがハイキングの間保護者の方はマキ割り）。夕食後、キャンプファイヤー開始、各班の出し物で、カラオケ持参の班もあったようです。この日は、さすがに子ども達も疲れたようで、ほとんどグッスリ。

三日目（晴れ）
後片付け、食器洗いと、テント数量確認に予定時間をオーバーしましたが、バスで帰途につきました。村民体育館で解散式午後０時30分には全日程を終了しました。

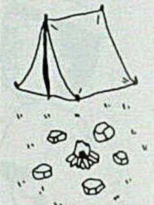

特別コンサルタント結果発表
畜産立村と農業振興

さる七月二十三日(月)多目的研修センターにおいて、畜産立村と農業振興についての調査報告会が行なわれました。

この調査は、昭和六十一年に指定を受けました新農業構造改善事業特別型が五年目を迎え、経済、農業情勢の変化に伴い、頭初計画との見直しを、九州農業試験場に依頼し、その調査報告会が行なわれたものです。

報告会には、調査を依頼しました九州農業試験場農村計画部の六名の先生より
(1)旭志村の「畜産立村と農業振興」
(2)畜産経営の展開における問題点と投資負担
(3)野菜生産振興と産地形成方策
(4)低コスト経営を目指した水田農業の確立について
(5)旭志村の自然特性の把握
(6)旭志村内の水環境の各部門に分かれて報告がなされました。

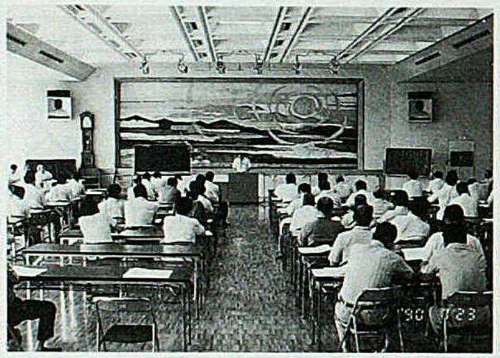

第12回 全国解放保育研究集会に参加して

旭志幼稚園教諭　三池ふみ子

広島に於いて十一月四、五、六日の三日間に亘って全国解放保育集会が開催されました。世界で最初の被爆地という過去の悲惨な体験を持つヒロシマは、今尚、生々しい現実をともなっており、ヒロシマに一堂に会した私達も「ノーモア　ヒロシマ」の精神をあらためて考えさせられたものでした。「反差別、平和、狭山の分科会が設置されて、ヒロシマの悲惨な体験をもとに、戦争を許さない感性を保育実践の中で解放保育と平和保育の課題が、矛盾しない一体の課題であることを確認しました。

さて、十四の分科会の内容を記した資料を前夜目を通しどこに入ろうかと迷いましたが、今保育している園の子が、ひどいアトピー性皮膚炎に悩まされていることを考え、一分科会の「子どものからだ育て」に参加しました。午前中にアレルギー性皮膚炎に悩むこどものとりくみが報告されました。何でも食べることが、からだ育てになると思い込んでいましたが、からだそのものがある種の食べ物を受けつけられない子がいることを知り、ひとりひとりを大事にする健康保障のあり方を深く考えさせられました。園に持ち帰り担任と今後のとり組みについて早急に話し合いをしたいと思いました。午後からは、もう一つ参加してみたいと思う分科会があり、少し会場が離れていましたが、タクシーをとばし十四の「解放保育入門」に入りました。

ここでは、資料を読んで想像していた以上に胸をえぐられるようなきびしい内容の報告、討議がくり広げられ、声もなく、ただ息をころして聞き入ることしかできませんでした。それは、広島の部落のまだ若いお母さんからの二つのレポートでした。自分達の子を公立の保育園に通わせているうちに、保母と保護者の間にこどもをはさんでいろんな問題点や、矛盾がうずまいているような内容でした。

保育園の中で受けるたくさんの差別それを見抜けない保育者集団。一つ一つの実態が明らかにされる毎に、同じ保育者として息苦しくなりました。それはお母さん達の差別に対する怒りが爆発したものでした。この報告の前には、何度も保育所との話合いがもたれたようですが、一方的に話すだけで進展がなかったようでした。会場では司会者が、「それでは質疑を」と会場に呼びかけられると、すぐにその園の保母さんが前の席から五名の方が、一人づつマイクの前に立たれ、今までの自分達のいたらなかった面、今後頑張っていきたいことなど、それぞれに決意表明をされたことに私はショックを覚えましたが、それに対して会場からその保母さん達に対して鋭い反発がいくつもあり、会場は又、騒然となりました。私もいろんな思いが頭の中で交錯しました。公立園でありながら同和教育をきちんとやっていくべきなのにどうして？という疑問。部落のお母さんが同和教育を必死で勉強しているのに対して、保母さんの勉強不足が、大きな溝をつくっているように思えてなりませんでした。

部落の保護者と一緒になって、もっと同和学習をしていくべきであり、この広島のお母さんたちや保母さん達のようなズレを作ってはならないと思いました。司会者の方から最後に「もう一度、何か言いたいことを言って欲しい」と保母さんに問いかけられましたが、うつ向き、言葉がありませんでした。私はこんな分科会に参加したのは初めてでした。このヒロシマ大会は、私にとって大変なショックでした。このことを忘れず、園に持ち帰り職員でもう一度話合いました。

私達も、もっともっと学習が必要です。

村長室より今日は、

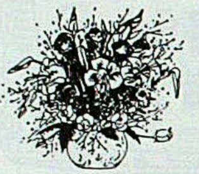

村長　岩根正英

夏に思う

今年の梅雨は空梅雨かと思われるように好天が続いておりましたが、六月下旬から梅雨前線の活動が活発となり、本村でも七月二日夜半から集中豪雨となり最大時間雨量五十七・五㎜、一日の雨量は二七五・五㎜を記録し河川の氾濫、道路の崩壊、崖崩れ等の被害が発生しましたが、消防団をはじめ村民皆さんの適切な水防活動により被害を最少限に食い止める事が出来まして感謝している処であります。

河川改修も災害復旧事業や圃場整備関連が中心でございますが、改修が進んで来た事も災害防止に大きな成果となっております。今後更に河川改修の促進を図らなければならないと思います。特に防災面だけでなく、人間が親しめる川「安らぎとうるおいのある水辺」そのような側面を大事にして行かなければならないと思います。私達の少年時代(昭和十年代)夏の川は子供の天国でした。夏休みに入ると各部落毎に深みのある所を選んで餓鬼大将の指揮のもとに子供だけで石を運び、叺や莚を持ち出して川をせき、水泳場を作り泳ぎや水遊び等、正に子供の天国でした。

川魚も多く、主(ぬし)は何んといっても鰻、夕方には田圃から、たにしや、どじょうを獲りそれを餌にしてつけ針をかけたり、ミミズでの差し込み釣りをよくやり、釣り上げた時は、鬼の首にも勝る喜びでした。

よく獲った魚は鰻、ごま鰻、なまず、げんぎゅう、ふな、はえ、やまそ、あさで、うそ口(ぐち)、あぶらめ、せいじゃんば、親にらみ、ほぐら、どんくわら、どんこ、ごうりき、とのさんごうりき、かまづか、どじょう、しまどじょう等、今はもう見られない魚が多くなっています。みんなできれいな清らかな川の流れを一日も早く取り戻し初夏には蛍が乱舞し、魚もたくさん泳ぎ、子供達が魚捕りや水遊びの出来る川を取り戻したいと夏が来るたびに、子供の頃を想い出して想うものです。

ホタルを育てる会

会員募集

昭和六十一年の小原・高柳地区でのゲンジボタルの大量発生以来、県内外から多くの人達が旭志村にホタル見物に訪れています。

小原、高柳区では、ホタルの生息する環境づくりのため区民あげて取り組んでいただいておりますが、この度旭志村としてホタルの保護、育成のためボランティア組織としての「旭志村ホタルを育てる会」を結成したいと考え、下記の要領で会員を募集しますので村民の皆様の積極的な参加をお願いします。

記

一、**会員の資格**
旭志村在住の方でホタルの生活環境を整備し「ホタルの里」を広めることによって村民の生活環境をよくすることに賛同される方。

二、**募集期間**
平成二年八月一五日～九月三〇日まで（その後も随時受付けます。）

三、**申し込み方法**
役場総務課においでいただくか、電話で住所、氏名、年齢、職業を連絡して下されば結構です。

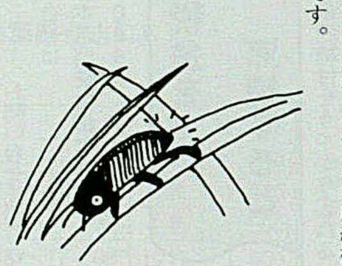

7月 文芸教室 作品（俳句）

友来る即座にふやす胡瓜もみ　糸岡とし子

真夜すぎて寝つかれず熱帯夜　出田みとり

水沸きて稲田の熱気迫り来る　岩根　利世

有線放送たずね人ある暑さかな　岩根さち子

露小みて田廻りするは老の役　稗田　光子

さつき展匠の如き技の冴え　東　芳子

ピーマンの葉にまぎれをり実のみどり　山田　縫

ひぐらしは声で夕立雲を呼び　水上　始

計量器定期実施についてのお知らせ

今年は、三年毎の県計量検定所による計量器の定期検査が下記にて実施されます。ハカリを商取引や身体検査等の証明行為に使用する方は、もれなく検査を受けましょう。

一、**検査を受ける計量器**
天びん、棒はかり、手動はかり、指示はかり、電気抵抗線式はかり、光電式はかり等で「取引」「証明」に使われる計量器

二、**計量器定期検査日程**
◆検 査 日
平成二年九月一八日(火)
◆検査受付時間
10時00分～15時00分
◆検 査 場 所
太陽の家

東京近郊（東京都、千葉、神奈川、埼玉、山梨、栃木）にお知り合いはいませんか

旭志村では、11月中旬東京都内で村出身者で東京近郊にお住まいの方達との交流会を計画しています。

これは、昨年菊池郡市8市町村共催で「ふるさと菊池の夕べ」を開催したところ大変好評であった為、今年は旭志村独自で計画するものです。

村民の方の、子供・兄弟・友人等で東京近郊にお住まいの方をご存知の方は、8月15日までに役場総務課企画係（有放21 52）まで住所、氏名をお知らせ下さい。

送り付け商法（ネガティブオプション）に注意！

注文もしていないのに、勝手に商品を送り付けてきて代金を請求する悪質な業者がいます。これを送り付け商法（ネガティブオプション）といいます。

訪問販売法では、このような消費者の無知や善意を利用する悪質な業者から消費者を保護する目的で、「商品を受け取ってから2週間（引き取り請求の通知をすれば1週間）保管しておけば、業者から返還を請求することができない。」と定めています。

【事 例】
☆ハンドグリップやソーイングセット、ボールペン等…二、〇〇〇円
（盲導犬の普及のために寄付をと福祉をかたったもの）
☆アイマスク…二、〇〇〇円
（在韓日本人女性の援助をかたったもの）
☆アダルトビデオ…三〇、〇〇〇円

【消費者への注意】
○ ネガティブオプションであれば送り返す必要はありませんし、代金を支払う義務もありません。2週間使わずに保管しておき、その後は自由に処分してかまいません。（送り返したところ、送付先不正確のため返送され、送料を二重に支払った人もいます。）
○ 代金引換郵便を悪用した業者もいます。本人が注文したものかどうかよく確認してから代金を支払うようにしてください。
（代金引換郵便は、一度代金を支払うと間違いがわかって返金を要求しても返してもらえません。）
○ 中には、他人がいたずらで通信販売を申込み、商品が送られてくる場合もありますので、わからない時は消費生活センターへお問い合せください。

お問合せは
熊本県消費生活センター
☎096-354-4835へ

税金を滞納すると

税金の納付をうっかり忘れるなどしますと、督促を受け財産を差し押さえられたり、延滞税がかかったりして、不愉快な思いをすることがあります。

また、財産の差押えを受けますと、取引銀行や得意先などの信用を失うことにもなりかねません。

税金は、社会共通の経費です。期限内に納付するようにしましょう。

税について、お分かりにならないことや、詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署や税務相談室にお気軽にご相談ください。

（注）延滞税の割合と
市中銀行の利息との比較
（平成二年六月十一日現在）

区分	利率
延滞税	年十四・六%
普通預金	年一・六三%
一年定期	年五・六三%
六か月定期	年四・八八%

菊池税務署
（電話〇九六八
二五－二一一一）

防災週間 8月30日～9月5日

私達はこれまでいろいろな災害に見舞われています。

特に自然災害は私達のすぐそばにあり、災害の危険に常にさらされているのです。

いつ襲ってくるかわからない災害、日頃から防災について家族で話し合い災害に対する備えを心がけましょう。

風水害に備えよう

風水害の危険から身を守るには、事前の準備や安全な行動が大切ですが、それに加えて、わが家の周辺がどんな土地か知っておきましょう。特に造成地や山岳地帯などに住む場合、状況に応じて、すみやかに避難できるように日頃から充分な準備が必要です。

※7月集中豪雨の教訓

土地開発や河川改修などで、今度の集中豪雨による出水は非常に早く、アッという間に、河川は増水し、家を孤立させ提防等を決壊させたのです。これらの集中豪雨などによる出水はさらに早くなることが予想されますので十分注意して下さい。

研修コースの案内

雇用促進事業団　熊本技能開発センター（菊池郡西合志町）

9月実施

コース名	実施日	時間	定員	経費
NC旋盤（基礎）研修	9/12,13,14	9:00～17:00	6名	500
NC旋盤（中級）研修	9/19,20,21	9:00～17:00	6名	1,000
CAD取扱入門研修	9/4,5	9:00～17:00	4名	500
機械製図入門研修	9/12,13,14	9:00～17:00	10名	1,500
成形研削作業入門研修	9/26,27,28	9:00～17:00	4名	3,000
MCプログラム作業入門	9/26,27,28	9:00～17:00	5名	1,000
ガス溶接技能講習	9/8,9	9:00～17:00	10名	2,000
ステンレスTIG溶接入門	9/18,19	9:00～17:00	10名	3,000
ステンレスTIG溶接中級	9/20,21	9:00～17:00	10名	3,000
建築配管入門夜間コース	9/3,4,5,10,11	18:00～21:00	10名	3,000
危険物取扱者準備講習	9/22,23,29,30	9:00～17:00	10名	2,000
2級建築施工士受験準備	9/29,30	9:00～17:00	10名	1,000
第1種電気工事学科講習入門	9/2,9,16,30,10/17	9:00～17:00	20名	2,500
データベース忍者入門	9/2,9,16	9:00～17:00	10名	1,000

詳しくは熊本技能開発センター
電話096-242-0391
〒861-11菊池郡西合志須屋2505-3
にお問い合せ下さい。

戸籍の窓 ～６月分～

誕生おめでとうございます

子の名	親の名	区名
郷　弘輝	秀文	高永
山本　瑞希	博治	伊坂住宅
田崎　葵	秀敏	大迫
中尾　冴華	要介	伊坂

人のうごき

平成２年７月１日現在

		前月比
○世帯数	1,409戸	（＋１）
○人口	5,642人	（＋６）
○男	2,762人	（＋２）
○女	2,880人	（＋４）

土曜閉庁の実施のおしらせ!!

役場は９月から第２・第４土曜日は休みとなります。

第２・第４土曜日を休みとする土曜閉庁は、熊本県及び熊本市では既に実施されています。菊池郡市でも平成２年９月から第２・第４土曜日が休みとなります。みなさまのご理解とご協力をお願いします。

なお、次のところは第２・第４土曜日も従来どおりです。

教育関係施設　幼稚園、小学校、中学校
スポーツ施設　村民体育館、村民グランド、Ｂ＆Ｇプール等の海洋センター施設

＊死亡届等の戸籍関係の届出の受理は、日直でおこないます。

旭志村

平成二年度（高等学校卒業程度）警察官採用共同試験案内

1　受付期間
8月21日(火)～9月10日(月)
○受付時間　八時三十分～十七時（土曜日は正午まで。日曜日・祝日及び第2、第4土曜日を除く。）
○郵送の場合は、9月10日(月)までの消印のあるものに限り受け付けます。

2　実施する都府県名
熊本、警視庁、神奈川、静岡、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、福岡

3　職務内容及び採用予定人員
(1)　職務内容
個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持にあたります。

(2)　採用予定人員　巡査Ｂ

都府県名	熊本	警視庁	神奈川	静岡	愛知	滋賀	京都	大阪	兵庫	福岡
人員	12名程度	32名程度（９都府県計）								

4　試験の日時及び場所

試験		日時	試験地	試験場
第１次試験		10月14日（日） 8：20(着席)－16：00(終了予定)	熊本市 八代市 本渡市	受付のとき受験票に明記します。
第２次試験	熊本県	11月８・９日(木・金)	熊本市	第１次試験合格者に通知します。
	その他の都府県	12月　上～中旬	各都府県ごとに指定	第１次試験合格者に通知します。

【注】●第１次試験には、必ず上履及び昼食を用意してください。時計を持参する場合は、計時機能だけのものに限ります。

5　受験資格
(1)　年齢等
昭和38年4月2日から昭和48年4月1日までに生まれた男子
ただし、学校教育法による4年制大学等を卒業又は平成3年3月卒業見込みの者は受験できません。

※詳しくは菊池警察署まで
☎（0968）25－2105

編集後記

▼大自然の中で三日間を過ごす中学生のキャンプが行なわれました。私も以前参加させていただいたのですが、スイッチ一つで、ご飯の炊ける現代ですが、真のご飯の炊き方を体験する良い機会と思えます。
▼梅雨明け以来、大変な著さに、みまわれているこの頃ですが、いかがお過ごしでしょうか。健康管理には十分注意され、夏を乗り切っていただきたいと思います。

無料
交通事故ご相談
●電話のご相談もお受けします
☎096-364-2400（直通）
相談日：月曜から金曜午前９時半～午後４時40分
◎専門の相談員が親身になってご相談に応じます
◎弁護士相談日：毎週水曜日午後１時～４時
社団法人 日本損害保険協会
熊本自動車保険請求相談センター
熊本市九品寺2-2-6大正海上ビル5階（市交通局すじむかい）　熊本調査事務所内　☎096-363-5000